

会 議 録

会議の名称	第35回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和元年5月20日(月) 13時30分から15時まで
開催場所	和泉市役所1号館3階会議室
出席者	委員；弁護士、警察OB、大学教授 事務局：総務部長、 (契約検査室) 検査担当課長、契約担当課長、総括主幹、合計7名
会議の議題	議案審議 (1) 入札・契約手続の運用状況について (2) 入札方法別抽出工事案件審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第2条第1号の工事等一覧表から、同基準第3条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。 (審議対象期間：平成30年12月1日から平成31年3月31日までの工事入札案件) その他 (1) 指名停止と再苦情処理の状況について (2) 報告 (3) 委員選任及び委嘱について
会議の要旨	事務局から議案について説明し、審議を行なった。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他の必要事項 (会議の公開・非公開、傍聴人数等)	会議非公開

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

(1) 入札・契約手続の運用状況について

- ・平成31年度（令和元年度）の業種等級ごと発注区分となる設計金額の設定
  - ・指名停止措置要件みなおし
  - ・最低制限価格の上限額の引上げについて
  - ・公募型指名競争入札の事後審査方式の採用について
- 資料に基づき事務局から説明。

委員～指名停止措置要件について、安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故については、条件を緩和するための改正ということか。

事務局～指摘のとおり。「本市以外の発注工事」を「大阪府下における」に改正した。

これは、他の自治体の措置要件を参考にしたもの。

委員～最低制限価格の上限額の引上げについては、全工事が対象となるということか。

事務局～本市は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデルを採用しており、平成31年3月に改正されたことから同価格の引上げをおこなったもの。（上限90%から92%）対象は、算出した率が92%を超過した場合に92%とするもので、発注全体の3割程度が対象と見込んでいる。

委員～事後審査方式を行うメリット、デメリットは。

事務局～業者側のメリットとしては技術者の有効活用が図れること、市側は受付時の確認業務が軽減されること等のメリットがあり、デメリットはないものとする。

委員～なぜ、今まで採用しなかったのか。

事務局～計画はあったが、要綱や運用マニュアルの作成に着手できなかったため。

(2) 入札方法別抽出工事案件審議

平成30年12月1日から平成31年3月31日まで（71件）の抽出案件（10件）について説明

・制限付一般競争入札案件

事務局～この期間での発注はなかった。

・公募型指名競争入札案件（25件のうち、3件）

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、改正前要綱において、工事案件に応じた工種・格付け等級と同工種・同規模（程度）の完了工事実績及び配置可能な技術者を有することと規定している。

- ① 和泉市温水プール受変電設備改修工事

- ② 上代町ふれあい広場改修工事
- ③ 国分2-32-1号線管布設工事

委員～②について落札率が高いが、どのように考えるか。  
事務局～予定価格の範囲内での最低価格の応札である。

委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

**・指名競争入札案件（36件のうち、4件）**

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確保し、選定している。

- ① のぞみ野4号公園改修工事（H30-1）
- ② 池田下2-20-3号線管布設工事その8
- ③ 中央2号歩行者専用道エレベーター設置工事
- ④ 伯太4-8-8号線実施設計業務委託

委員～①について落札率が高いが、どのように考えるか。  
事務局～予定価格の範囲内での最低価格の応札である。

委員～②について、事前辞退業者が多く、また落札率が高いが、どのように考えるか。  
事務局～年末から年度末にかけては、業者の手持ち状況が高く技術者の配置や作業員の確保等が困難であることが要因であると考え。  
これは毎年の課題であり、平成30年度から技術者の常駐緩和措置も講じている。  
落札率に関しては、予定価格の範囲内での最低価格の応札である。

委員～③について、契約締結までの経過を説明願う。

事務局～この案件は、建築A等級を対象とした公募型指名競争入札として、11月16日に入札を予定し、不調となったもの。6者から申請があったが、価格が合わないことを理由に、全者が事前辞退した。

これを受け、設計金額の見直し等により、新たな入札案件として取り扱ったもので、再度の不調を避けるべく建築A等級の全業者を指名する、指名競争入札方式を採用した。

指名業者15者、そのうち11者が事前辞退等、4者で入札執行し、最低制限価格で2者が同額での応札であったため、(くじ)抽選により決定した。

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

**・随意契約案件（10件のうち、3件）**

- ① 和泉市立北部福祉会館小便器取替工事
- ② 市営唐国住宅開発区域外整備工事

③ 和泉シティプラザ5F浴室の給湯管破損等による水漏れに伴う緊急改修工事

委員～①参加業者が多いが、見積合わせでこんなに参加したのか。契約締結までの経過を説明願う。

事務局～この案件は、管B等級の全者を指名した指名競争入札として、11月20日に入札を予定し、不調となったもの。13者を指名したものの、価格が合わないことを理由に、全者が事前辞退した。

これを受け、発注原課と調整するも同条件での契約を要望することから、管A等級の全16者を指名した指名競争入札案件として、12月11日に入札を予定し、価格が合わないことを理由に、全者が事前辞退し、2回目の不調となったもの。

対象工種の登録業者がなくなったことから、通し番号3番のとおり、管工事組合に随意契約の打診を行うも、金額があわないとの理由で不調となったもの。

2度の不調であるも、同条件での年度内施工を強く要望することから、本件を建築一式工事として、建築A・B等級の全者を指名した指名競争入札として1月23日に入札を予定し、三度の不調となったもの。31者を指名したものの、価格が合わないことを理由に、30者が事前辞退となったため、辞退のなかった業者との間で8号随意契約を締結した。

委員～発注原課からの要望があれば決まるまでやるのか。

事務局～可能な限り対応する。ただし、適正工期が確保できない場合や、適正な設計金額でない場合は、品確法等に抵触するため是正指示を行う。

委員～以前も聞いたが随意契約は必ずしも1者とするものではないということか。

事務局～そのとおり。入札以外の手法としては、一者随意契約、見積合わせ、プロポーザル方式等も随意契約である。

なお、一者随意契約を選択する工事は、ほとんどが緊急性を必要とする場合である。

委員～それはどのようなものか。

事務局～例えば、給水管破損による漏水復旧工や道路陥没復旧工、等である。

委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

## その他

### (1) 指名停止と再苦情処理の状況について

- ・指名停止業者 2者
- ・苦情処理案件 該当無し

委員～大阪府外の工事関係者死亡事故を要件に指名停止を行っているが、要綱改正したのでは。

事務局～平成31年4月1日改正のため、本件は改正前要綱に基づき措置したもの。

### (2) 報告

○住民訴訟について、前回委員会（1月16日）以降の動きについて報告。

- ・第6回口頭弁論（2月1日）
- ・第7回口頭弁論（3月26日）
- ・第8回口頭弁論（5月16日）
- ・第9回口頭弁論（7月4日）

以上